

平成23年度特定健診・保健指導実践者育成研修会開催要領

1 目的

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針では、平成20年度と比べて、平成24年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を10%以上減少、平成27年度末時点では25%以上減少という数値目標を掲げている。この目標を達成するためには、健診後の保健指導を効果的に実施するとともに、医療保険者が健診・保健指導事業を適切に企画、評価していくことが必要となる。

このため、厚生労働省が示す標準的な健診・保健指導プログラムを踏まえた健診・保健指導を効果的に推進できるよう、特定健診・保健指導従事者に対して研修を行い、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を育成することを目的とする。

2 実施主体

岐阜県、岐阜県保険者協議会

3 受講対象者

- 1) 県内の医療保険者において特定健診・特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士等、保健指導に関する一定の実務経験のある看護師^{※1}、事務職等
- 2) 市町村、保健所等において、生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等、保健指導に関する一定の実務経験のある看護師^{※1}等
- 3) 県内の健診・保健指導実施機関に従事し、医療保険者から健診・保健指導事業を受託し、当該事業に従事する予定の保健師、管理栄養士等、保健指導に関する一定の実務経験のある看護師^{※1}等

※1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について(平成20年3月10日付け厚生労働省健康局長、同保険局長通知 健発第0310007号 保発第0310001号「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」より)

第三 特定保健指導

1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生省令第157号)附則第2条中「保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師」とあるのは、平成20年4月現在において1年以上(必ずしも継続した1年間である必要はない。)、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとする。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものであること。
- (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務経験を有すると認められる看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した1年以上実務経験したことを証明する文書(「実務経験証明書」という。)を提出すること。

| 研修分野 | 受講対象者 |
|--------|------------------------|
| 基礎編 | 1)～3)に該当する者 |
| 技術編 | 基礎編を受講した者(但し事務職は除く) |
| 計画・評価編 | 基礎編を受講した者で、1)～2)に該当する者 |

4 定員

各研修分野 200名

(希望者多数の場合は、過去未受講者を優先するなど人数調整をする可能性がある。)

5 研修内容

厚生労働省が示す「健診・保健指導研修ガイドライン」に基づく内容とする。

6 研修月日及び場所(予定)

| 研修分野 | 月日・時間 | 場 所 |
|------------|------------------------------|--|
| 基礎編 | 平成23年8月30日(火) 10:00～12:00 | ふれあい福寿会館(岐阜県民ふれあい会館) 302大会議室 (岐阜市藪田南5丁目14番地53号) 電話 058-277-1111 |
| 技術編 | 平成23年8月30日(火) 13:10～15:20 | |
| | 平成23年8月31日(水) 9:30～16:00 | |
| 計画・ 評価編 | 平成23年9月 5日(月) 10:00～15:30 | 羽島文化センター 401大会議室 (羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地) 電話 058-393-2231 |

7 受講料等

無料

8 申込方法

別紙1「研修会申込書」に記入の上、郵送またはFAXにて下記に送付する。メールによる申し込みは受け付けない。

(人数調整をした場合は、8月16日(火)まで該当機関に連絡する。)

(申込者全員が受講可能な場合は、該当機関にあらためての連絡は行わない。)

【申込期限】 平成23年8月3日(水) 必着

【申込先及び問合せ先】

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁内

岐阜県健康福祉部保健医療課 地域保健・健康増進担当

TEL 058-272-1111(内線 2550) FAX 058-278-2624

9 修了証の交付

規定のプログラムを受講した者については、県と岐阜県保険者協議会の連名による修了証を交付する。

なお、本研修会は本年度で5年目となることから、国の研修計画に基づいた研修(修了証の交付を含む)については最終年度とする。

10 持ち物等

【3日間とも】・印鑑(出席簿への捺印)

【8/31 AM】・電卓 ・「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(*1)

*1 同プログラムについて下記よりダウンロード、印刷し、当日持参すること。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03a.html>

【8/31 PM】・軽運動ができる服装 ・空のペットボトル(500ml)×2本 ・水分補給用の水やお茶

11 その他

- 1) 昼食は各自で準備すること。
- 2) 研修参加者は所属での伝達を実施し、スタッフ間で情報共有を図るとともに、研修後も積極的に質の向上に努めること。

12 研修プログラム (※プログラム及び講師は変更する場合があります。)

| 月日 | 時間 | 内 容 | 講 師 | 形態 | 分野 | |
|------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|-------------|-------------|--|
| 8月 30日 (火) | 10:00～ | オリエンテーション・あいさつ | | | | |
| | 10:15～12:00 | 生活習慣病対策と特定健診・保健指導の考え方 ポピュレーションアプローチとの連動 ～生活習慣病予防対策と特定健診・保健指導～ | 岐阜県立看護大学 田中 昭子 准教授 | 講義 | 基礎編 | |
| | (12:00～13:10) | (昼 食) | | | | |
| | 13:10～13:40 | 生活習慣病予防に関する保健指導 ＜歯の健康＞ | 岐阜県歯科医師会 竹村 安史 地域保健委員会副委員長 | 講義 | 技術編 (前編) | |
| | 13:45～14:45 | メタボリックシンドロームの概念 ～健診結果と身体変化・生活習慣病との 関連について～ | 岐阜県医師会 戸谷理英子 常務理事 | 講義 | | |
| 14:50～15:20 | 生活習慣病予防に関する保健指導 ＜たばこ、アルコール＞ | 岐阜県医師会 堀部 廉 常務理事 | 講義 | | | |
| 8月 31日 (水) | 9:30～12:15 | 生活習慣改善につなげる保健指導のための アセスメント ＜食生活＞ | 保健活動を考える 自主的研究会 中村 千恵子 管理栄養士 | 講義 演習 | 技術編 (後編) | |
| | (12:15～13:15) | (昼 食) | | | | |
| | 13:15～16:00 | 生活習慣病予防に関する保健指導 ＜運動・生活活動＞ | 立命館大学 空閑 佐智子 講師 | 講義 演習 | | |
| | 16:00～ | 閉会 修了式 | | | | |
| 9月 5日 (月) | 10:00～10:30 | 特定健診・保健指導実施状況等情報提供 | 岐阜県保険者協議会 | 講義 | 計画・ 評価編 | |
| | 10:30～12:00 | グループワーク ＜特定健診・保健指導の現状と課題について＞ | 岐阜県保険者協議会 岐阜県保健医療課 岐阜県地域福祉国保課 | グループ ワーク | | |
| | (12:00～13:00) | (昼 食) | | | | |
| | 13:00～13:30 | 特定健診・保健指導の実践事例 | 郡上市 健康福祉部健康課 直井 千鶴 保健師(主査) | 事例 紹介 | | |
| | 13:30～15:30 | 特定健診・保健指導の計画・評価 | 国立保健医療科学院 横山 徹爾 生涯健康研究部長 | 講義 | | |
| | 15:30～ | 閉会 修了式 | | | | |